

伊勢原市クルリン健康ポイント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、楽しみながら市民一人ひとりが健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進することを目的としたクルリン健康ポイント事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者で、かつ、20歳以上のものとする。
- (2) 自己責任で本事業に参加できる者

(参加の申込)

第3条 本事業への参加を希望する者は、伊勢原市クルリン健康ポイント事業参加申込書兼同意書（別記様式）を本市に提出するものとする。

- 2 市長は、参加者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、参加の承認を取り消すことができる。
 - (1) 同一の参加者が複数の申込みを行った場合
 - (2) 参加者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
 - (3) 虚偽の申込み等により、前条に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (4) 市外転出又は死亡等により、市民でなくなった場合
 - (5) 次条に定める事項に協力しなかった場合
 - (6) その他市長が承諾できない事由があると判断した場合

(参加者の協力事項)

第4条 参加者は、次の事項について協力するものとする。

- (1) 活動量データの計測及び市が市内に設置した専用リーダーへの読込み
- (2) 事業期間中に行うアンケート調査への回答
- (3) 講義又は講座若しくは体組成測定会等への参加

(参加者の費用負担)

第5条 参加者は、参加に係る費用の一部を負担するものとする。ただし、モデル事業等の検証事業は、この限りでない。

- 2 活動量計の管理に関する費用負担は、次のとおりとする。
 - (1) 活動量計の電池交換は、参加者が行うものとする。
 - (2) 市が貸与する活動量計は、善良な管理のもと取り扱い、活動量計を紛失又は故意若しくは過失により破損した場合は、参加者が実費負担するものとする。
- 3 参加者の都合で参加を取りやめた場合及び第3条第2項により参加の承認が取り消された場合は、参加費の返金はしない。

(ポイントの付与)

第6条 参加者は、市が指定する活動量計で計測された歩数並びに対象事業への参加等

によりポイントを取得するものとし、そのポイント数は次のとおりとする。

(1) 歩数に応じて付与するポイント数は、別表のとおりとする。

(2) 対象事業への参加等により付与するポイントは、別に定めるものとする。

2 本事業のポイントは、次に掲げるところにより付与する。

(1) 歩数に応じて付与するポイント 市が指定する活動量計で計測された歩数のデータを市内各所に設置された専用リーダーにより読み取る又は月1回開催する講義場所に持ち込んで読み取る。

(2) 対象事業に参加した場合又はその他の場合に付与するポイント 市が別に指定する様式に必要事項を記入し、本市に提出する。

3 参加者が獲得したポイントは、第三者に付与及び譲渡してはならない。

(ポイントの活用)

第7条 本事業において参加者が取得したポイントの活用については、別に定める。

(推進体制)

第8条 本事業は、伊勢原市健康づくり連携・連動推進チームにおいて実施し、所管は保健福祉部健康づくり課及びスポーツ課とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、伊勢原市健康づくり連携・連動推進チーム統括マネージャーが別に定める。

附 則 (平成28年9月14日告示第147号)

この告示は、公表の日から施行し、平成28年7月20日から適用する。

附 則

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1日の歩数	付与ポイント
1歩以上 2,000歩未満	0ポイント
2,000歩以上 4,000歩未満	1ポイント
4,000歩以上 6,000歩未満	2ポイント
6,000歩以上 8,000歩未満	3ポイント
8,000歩以上 10,000歩未満	4ポイント
10,000歩以上	5ポイント（注）

（注）1日に付与される最大ポイントは5ポイントとする。

別記様式（第3条関係）

伊勢原市クルリン健康ポイント事業参加申込書兼同意書

次の事項をお読みいただき、御了承の上、事業に御参加ください。

参加者は、伊勢原市クルリン健康ポイント事業の趣旨に賛同し、本事業に参加するものとします。また、本事業は、伊勢原市クルリン健康ポイント事業実施要綱に基づき実施されます。

1 個人情報の取り扱い

本事業で御提供いただいた個人情報は、全て伊勢原市に帰属し、伊勢原市の監督のもと、伊勢原市が委託した事業者が管理します。

個人情報の利用については、「伊勢原市個人情報保護条例」を遵守するとともに個人情報の保護に十分配慮します。また、事前に本人の同意がある場合を除き、個人を特定したデータの公表は一切行いません。

2 個人情報の収集、利用及び提供

- (1) 参加者には、本事業に必要な個人情報を提供していただきます。「個人情報」とは個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいい、特定の個人を識別できない情報については、当該「個人情報」から除かれます。
- (2) 伊勢原市及び伊勢原市が委託した事業者は、本事業で得た個人情報を本事業に関する通知、連絡、又はアンケート調査に利用させていただく場合があります。
- (3) 伊勢原市及び伊勢原市が委託した事業者は、本事業で収集した個人情報を本事業の目的以外に使用することはありません。
- (4) 伊勢原市及び伊勢原市が委託した事業者は、伊勢原市の監督のもと、本事業から得た情報及びデータを個人が特定されない平均値などの形で利用する場合があります。
- (5) 伊勢原市は、伊勢原市国民健康保険等被保険者の医療費データ及び健診データを個人が特定されない平均値などの形で利用する場合があります。

ふりがな		性別	男 ・ 女
名前		生年月日	年 月 日 (歳)
住所	〒	電話番号	
身長	c m	体重	k g
加入保険の種類	<input type="checkbox"/> 伊勢原市国民健康保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険 <input type="checkbox"/> その他（会社の保険など）		